

厚木市自主防犯対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、侵入盗、自動車盗、特殊詐欺等の犯罪を未然に防止するため、振り込め詐欺等の被害を防止する電話機等及び住宅用防犯カメラの購入及び設置をした者に対し、その購入及び設置に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 電話機等 電話機（固定電話機に限る。以下同じ。）のうち、呼出音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有するもの又は当該電話機の電話回線に接続する機器で、同様の機能を有するものをいう。
- (2) 住宅用防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、近隣住民のプライバシーに配慮し、自ら居住する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。以下「自宅等」という。）の屋外（共同住宅にあっては、屋内の共用部分を含む。）に固定して継続的に設置される撮影装置（録画機能付きのドアホンを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、電話機等又は住宅用防犯カメラ（以下これらを「機器」という。）の購入及び設置をした者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民登録があること。
- (2) 市税等に滞納がないこと。
- (3) 本人又は同じ世帯に属する者が、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (4) 電話機等に係る補助金の交付を受ける場合にあつては、次のいずれにも該当すること。
 - ア 申請日において65歳以上の者が属する世帯に属する者であること。
 - イ 本人又は同じ世帯に属する者が、この要綱又は厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）による電話機等に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 住宅用防犯カメラに係る補助金の交付を受ける場合にあつては、次のいずれにも該当すること。
 - ア 本人又は同じ世帯に属する者が、この要綱による住宅用防犯カメラに係る補助金の交付を受けていないこと。

イ 共同住宅に住宅用防犯カメラを設置する者にあつては、管理組合等の許可を得ていること。

(補助の対象となる機器)

第4条 補助の対象となる機器は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 新品のもの

(2) 住宅用防犯カメラにあつては、1台当たりの購入価格が5,000円以上のもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、機器の購入及び設置に要した費用（機器の購入及び設置に割引があつた場合（クーポン割引、販売店のポイント等を使用した場合を含む。）は、当該割引があつた後の購入及び設置に要した費用）とする。

2 機器の購入及び設置に当たり、販売店のポイント等が付与されたときは、当該付与されたポイント等に相当する額を前項に規定する費用から控除した額を補助対象経費とする。

3 前2項に規定する費用のうち、電話機等の費用にあつては、1台までの費用を上限とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる機器の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 電話機等 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は6,000円のいずれか低い額

(2) 住宅用防犯カメラ 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は20,000円のいずれか低い額

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満（電話機等にあつては100円未満）の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、厚木市自主防犯対策支援事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 機器の購入に係る領収書の写し

(2) 機器の機能が確認できる取扱説明書又はカタログ等の写し

(3) 住宅用防犯カメラに係る補助金の申請にあつては、次に掲げる書類

ア 設置後の状況が確認できる写真

イ 設置場所の所有者と申請者が異なる場合にあつては、当該所有者の同意書

ウ 共同住宅に設置する場合にあつては、管理組合等の許可があつたことが分かる書類

2 補助金の申請は、機器ごとに、それぞれ1回限りとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは審査を行い、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、厚木市自主防犯対策支援事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付をすることが適当でないと認めた場合、厚木市自主防犯対策支援事業補助金審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者は、請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、厚木市自主防犯対策支援事業補助金交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(報告及び検査)

第11条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し報告を求め、又は検査若しくは調査を行うことができる。

(利用状況の確認)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、機器の利用状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該財産を取得した日から3年を経過した場合又は当該財産が故障した場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同年3月1日以降に購入及び設置をした機器について適用する。

2 厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金交付要綱（令和2年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。